

平成31年

第1回市議会定例会 議案第35号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項および第15条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2中「1, 080分の124」を「1, 100分の124」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定は、施行日以後の一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例別表第1 ごみ処理手数料の項およびし尿

処理手数料の項に規定するものに限る。以下同じ。)の収集，運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し，施行日前の一般廃棄物の収集，運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料については，なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い，一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について消費税等相当分を改定するため